

平成 26 年第 4 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

有川 智

押印掲載
を省略

1 日時 平成 26 年 10 月 23 日 (木) 14 時 00 分～15 時 35 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第二委員会室

3 出席委員

成瀬 幸典 委員長

有川 智 委員

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 契約課長

伊藤 幸雄

財政局 契約課 管理係長

田村 修一

財政局 契約課 工事契約係長

吉田 学

経済局 農林部 東部農業復興室長

佐々木 孝弘

経済局 農林部 東部農業復興室 復興支援係 主査

阿部 祐子

都市整備局 参事兼技術管理室長

小林 法夫

都市整備局 技術管理室 技術企画係長

宮島 和幸

都市整備局 技術管理室 技術企画係 主任

菅原 功

水道局 総務部 企画財務課長

鈴木 亨

水道局 総務部 企画財務課 主幹兼契約係長

岩間 久則

水道局 浄水部 施設課長

桂島 剛

水道局 浄水部 施設課 施設係長

植木 義則

交通局 総務部 財務課 契約係長

高橋 孝明

交通局 高速電車部 施設課長

佐藤 雅志

ガス局 総務部 契約原料課長

柴又 浩

ガス局 総務部 契約原料課 契約係長

大野 伸二

ガス局 製造供給部 建設課長

庄司 陽一

ガス局 製造供給部 建設課 建設第二係長

亥ノ瀬 広記

市立病院 総務部 経営管理課 契約係長

大場 剛典

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 成瀬 幸典 委員長

会議録署名委員： 有川 智 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～21) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P22) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 26 年 4 月 1 日～6 月 30 日に契約した、予定価格 1000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 138 件。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件は無かった。</p> <p>なお、特例政令適用一般競争入札の適用基準額は、平成 24～25 年度は 19 億 4000 万円だったが、26～27 年度は 20 億 2000 万円に上がった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 118 件で、内訳は市長部局 81 件、水道局 19 件、交通局 6 件、ガス局 12 件である。</p> <p>指名競争入札は 5 件で、内訳は市長部局 5 件である。指名競争入札は原則として 1000 万円未満の案件に適用しているが、一般競争入札よりも契約までの期間が短くなる傾向があるため、発注を急ぐものについては指名競争入札を行っているものもある。災害復旧工事や、個々の案件の事情によって指名競争入札がふさわしいと判断する場合もある。</p> <p>随意契約は 15 件で、内訳は市長部局 12 件、水道局 1 件、交通局 2 件である。随意契約は特殊な設備の改修等を実施されることがある。また最近では競争入札を実施したが不調が続き、随意契約に切り替えた、というものもある。</p> <p>(資料 P1～21 参照)</p>
指名停止の状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 26 年 7 月 1 日～9 月 30 日)における指名停止案件は 5 件である。</p> <p>鹿島道路(株)は、「不正又は不誠実な行為」によるもので、同社広島営業所で限度時間を超える時間外労働を行わせたとして、罰金刑の略式命令を受けたものである。本市の指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を 1 ヶ月以上 1 年以下と規定しているため、今回の停止期間は 1 ヶ月とした。</p>

		<p>(株)大本組は、「不正又は不誠実な行為」によるもので、民間発注工事において、労働安全衛生法に基づく計画の変更届を提出しなかったもので、労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けたものである。本市の指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を1ヵ月以上1年以下と規定しているため、今回の停止期間は1ヵ月とした。</p> <p>日本交通技術(株)は、「贈収賄」によるもので、政府開発援助（ODA）事業に伴う海外事業において外国公務員に対し賄賂を渡したとして不正競争防止法違反で起訴されたことによるものである。指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を4ヵ月以上1年以下と規定しているため、今回の停止期間は4ヵ月とした。</p> <p>名星ディストラクト(株)は、「建設業法違反」によるもので、東京都内で施工した工事において、施工体系図に虚偽の記載をしたことが建設業法違反に該当することから、中部地方整備局長から、営業停止7日間の監督処分を受けたことによるものである。指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を1ヵ月以上1年以下と規定しているため、今回の停止期間は1ヵ月とした。</p> <p>(株)安藤・間は、「不正又は不誠実な行為」によるもので、合併前の(株)間組の使用人が、静岡県発注の漁場整備事業に関し、静岡県職員に贈賄行為を行った事実が明らかになったものである。なお、贈賄行為の公訴時効が成立しているため、逮捕等は行われていない。そのため、指名停止要綱の「不正又は不誠実な行為」に該当し、指名停止要綱上、指名停止期間を1ヵ月以上1年以下と規定しているため、今回の停止期間は1ヵ月とした。</p> <p>(資料 P22 参照)</p>
		<p>(委員からの発言なし)</p>

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる 138 件の工事のうち、松尾委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10 件を報告（詳細は資料 P23 参照。）。

2) 委員会により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ①井土浦川排水機場建設工事 2（土木）
- ②六郷ライスセンター建設工事
- ⑥地下鉄南北線富沢車両基地管理棟改修電気設備工事
- ⑦八木山南四丁目地内ガス低圧本支管入替工事

◆指名競争入札

⑧平成26年度太白区管内外取付管改築工事

◆随意契約

⑨(市) 仙台北城跡線道路改良工事

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①井土浦川排水機場建設工事2(土木)」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、若林区井土地区の名取川河口に排水機場を建設する工事である。入札方式は、制限付き一般競争入札で、簡易型I型の総合評価方式とした。入札参加資格は、過去の類似及び同種工事の発注実績から、地域要件(仙台市内に営業所を有すること)、格付評点(土木工事の格付評点が900点以上)、施工実績等の資格を設定した。</p> <p>この案件は、平成25年度に入札を実施したが不調となり、2度目の公告を行ったもので、その際に資格要件を見直し、「仙台市内に本店を有する者」を「仙台市内に営業所を有する者」に緩和した。</p> <p>入札参加申請者は5社で、5社による入札を行い、技術資料等の審査を経て、長谷川建設(株)を落札者に決定した。</p> <p>(詳細は資料P24~26参照)</p>
点数の低い理由	委員	<p>総合評価調書では、(株)坂上建設の点数がものすごく低い。大丈夫なのかなと思う。「シ 障害者の雇用促進状況」でも、他の業者は均一だが、坂上建設は0点である。これは、書類を出していないのか、もともと点数に差があったのか。</p>
	事務局	<p>施工できる・できないではなく、入札業者は、「施工できます」ということで申込みを行う。しかし書類審査の結果、実績が無ければ0点になる。</p> <p>実際には、入札者のうち一番点数が高い者を審査対象とする。そこで間違いがあったら次点の者を評価対象とする。</p> <p>坂上建設は、実績はないが入札に参加させてほしい、ということで、上がってきている。</p>
評価対象が次点に移るケース	委員	<p>いい点数を取った業者に不備があって、評価対象が次点、次点、と移っていった場合、実績のない者でも落札者になるのか。</p>
	事務局	<p>そういう場合もありうる。ただし今までそういう案件はなかった。まず第1番目の点数の業者を評価し、それが駄目なら次点の業者について、我々に示された資料を調査するのだが、そういう意味での再評価はあるが、そこま</p>

		で、ということはない。
	委員	どれぐらいの不備があると評価対象が次点に移るのか。改善できない場合の不備か。
	事務局	例えば、工事成績評点を5年平均で出すべきところ、間違っただけで出してしまうと、基本的に0点になる。単純なミスの場合でもその項目は0点になり、次点の者の点数と比べてどちらが高いか、ということで判断する。
	委員	極端に言うと、例えば1社だけ20点で、他の業者は1点や2点だった、という場合に、1社目の業者がちょっとしたミスで、例えば5年平均でない値を出した、という場合、19点差でも次点の業者に移る、ということか。
	事務局	そうなる。
	事務局	その項目だけ0点になるだけなので、全体としては16点とかそのぐらいになって再評価になる。次点がそれより高ければ別だが、それより低ければ、そのまま1社目の業者が評価対象になる。したがって、そこまで一気に変わるということはない。
	委員	もちろん、各業者はそのことを分かったうえで入札しているので、間違っただけで値を出したために次点に移ったとしても、自分の会社が間違っただけだからしょうがない、ということになるのか。
	事務局	そうである。
評価値の高低と履行能力	委員	総合評価の場合には、加点して評価していくと。その業務を遂行していく能力については入札参加条件で押さえてあるので、総合評価の点数が低いからといって、業務を行う上で問題がある会社、ということではない、ということでしょうか。
	事務局	問題があるわけではない。
除算方式	委員	落札者決定方式の除算方式とは、評価値の計算式のことを言っている、ということか。総合評価の点数ではものすごく差が開いているが、この評価値では0.1点ぐらいの差になっている。
	事務局	そうである。 国は除算方式をとっており仙台市もそれに合わせているが、宮城県は加算方式をとっている（除算方式は入札価格差の比重が大きい）。
多様な入札方式	委員	坂上建設の評価値は1.3点である。 またNO.5の案件は、水道局の案件で参加者は1社だけだが、その1社である奈良建設は3.4点である。しかも配置予定技術者の評価は0点だったりする。最低限の資格はクリアしているとしても、1社入札のため競争もきかず、他の総合評価案件と比べて著しく見劣りするようところが落札者になってしまうと、入札制度としてうまく機能しているのかという印象を受ける。制度的に仕方がないにしても、総合評価制度を取ってしまうと、評価点が低いところが落札してしまう、ということで、印象としてはあまりよろしくない

		気もする。
	事務局	品確法が改正されたように、入札方式にも問題が出てきている。総合評価にかけるべきか、指名競争入札でもいいのか。国も多様な入札方式を採用しなさいと言ってきているので、これから我々も検討していきたい。
	事務局	総合評価では市内での工事を評価しているが、他の所で実績があることもある。
	委員	長谷川建設だけ価格を低く抑えることができた理由は何か。
	事務局	調査をかけていないのでわからない。
	事務局	除算方式は価格に影響される。価格が低いところが有利になる。国や県はオープンブック方式をとり、その中でこの仕事にどのくらい費用が掛かるか、ということを調べている。仙台市はそこまではやっていない。

「②六郷ライスセンター建設工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、若林区井土地区に穀類乾燥調製施設を建設する工事である。</p> <p>工期を平成 26 年 5 月 2 日から平成 26 年 8 月 29 日までとしているが、その後、12 月 15 日までの工期に変更契約をした。</p> <p>これまで発注実績のない工事であり、別途入札の実施要綱を策定し、入札を行った。工事概要は、ライスセンターの実施設計・建築工事・工事監理業務一式で、設計・施工一括の発注で、低入札価格調査の対象外である。</p> <p>入札方式は総合評価の制限付き一般競争入札とし、総合評価方式は対象工事の特性等に応じて設定される評価項目によって行う「その他」というものである。</p> <p>入札参加形態は、単体又は複数の企業によって自主的に結成された連合体とした。入札参加資格は、単体の場合の資格のほか、連合体の場合はその種類に応じた 3 つのパターンについて資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 4 社と 1JV で、入札前に 2 社が辞退したため、2 社と 1JV による入札を行い、ヤンマーグリーンシステム（株）を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P27～31 参照）</p>
この参加形態となった理由	委員	今回の入札参加資格は、連合体を含む幅広のものとなったが、この参加形態になった経緯は？
	事務局	発注内容が、設計と工事（建築及び設備）を含んでおり、多様な業種が含まれている。単体だと全て賄える業者が限られるのではないかと考えたので、連合体も可能とし、受注しやすいような条件にした。

	委員	結果的に入札者は2社と1JVになったが、これまで同種の建設工事でも、同じようにJVを含んだ入札というのはあったのか。それで今回も、ということか。
	事務局	ライスセンター自体は、平時は農業者か農協が建てるものであり、自治体が直接建設することはない。ではなぜ今回仙台市が建設するかというと、国の復興交付金を活用した事業であり、市町村が建設して、被災者に無償貸し付けを行う場合に交付金を充当できる制度が、被災後に新たに設けられた。そこで、被災度合が高い若林区六郷地区に今回初めて建設するものである。
技術提案型について	委員	総合評価について、新たな試みとして、簡易型でなく技術提案型で行っている。技術提案型の場合、非常に高度な技術が必要であるとか、選択肢がいくつもあるとか、様々な条件が背景にあると思うが、この場合の技術提案の中身は、特に高度な技術提案でないように見えるが、それでいいのか。 またJVの評価点が両方とも0点だが、どういう評価で0点になったのか。
	事務局	技術提案の評価としては、周辺環境への配慮に関する技術的知見、荷受設備の品質管理に関する技術的所見、について設定した。ライスセンターは稼働した後は、施設の性質上、米を粳の状態で搬入し、乾燥・粳摺りをして、玄米の状態にし、袋詰めにして製品として出荷する、という施設である。この際に周囲に対して、音や粉じんが懸念される。設備メーカーはこれに対応する独自の技術を持っているので、どのようなものがあるのか、周辺の環境を良好にするための工夫を提案してもらう必要があるということで、項目を設定した。 また「シ 荷受設備の品質管理に関する技術的所見」は、荷受設備の地下に穴を掘って、ピットという、粳をダンプカーで土砂を入れるように地下に専用の収納設備を整えて納品するという設備である。 井土地区は、地盤沈下しており、地下水の水位が高いことが予見される。地下水対策や結露防止等について、技術提案をしてほしい、として設定した。 JVの点数が0点だったのは、提案書の中身が一般的な中身であり、メーカーの創意工夫が無かったため、0点になった。
	委員	提案に見るべきものはなかった、ということか。
	事務局	そうである。
	委員	結果として、入札額の差により、そのまま落札者が決まった。今回の試みに対して、結果としては入札額で決まった、ということについて、何か考えがあれば聞かせてほしい。
	事務局	価格が強く反映した、という印象は持っている。一方でこれだけ価格差がつくものなのか、と思っている。入札者の努力の違いが価格として反映しているという印象である。
ライスセン	委員	施工場所は津波があった所だと思うが、そもそもライスセンターが津波で

ター建設の経緯		<p>なくなった所に建てたのか。</p> <p>また、2社辞退の理由は何か。</p>
辞退の理由	事務局	<p>六郷地区には大規模なライスセンターが無く、各農家が個々に乾燥機を持ってやっていた。そこに津波が来て住宅がなくなった。復興を進めるにあたり、地域でこれからまとまって進めていくため、ライスセンターに限らず、農業用機械も市が貸与し、それを共同使用することで農業を再開している。ライスセンターについても六郷地区で共同で使用することでコスト削減していきたい、ということで建設した。</p>
	事務局	<p>辞退の理由については聞いていない。予定価格や工期等の要件を精査して、この条件ではできない、と判断して辞退したのだろう、としか言えない。</p>
	事務局	<p>辞退のうち、(株)山本製作所は乾燥調製施設のメーカーであり、(株)サタケも同様に乾燥調製施設のメーカーである。一方、井関農機とヤンマーは農機具が強いメーカーである。同じメーカーでも、参加と辞退とに分かれた。その理由は分からない。</p>
低入札価格調査等を実施しない理由	委員	<p>低入札価格調査はしないこととした、ということとも関連があるのだろうが、資料 P31 には失格基準価格も書かれていないが、どういうときに失格基準価格が記載されないのか。</p>
	事務局	<p>今回は、設計と施工を一体として行うものであり、設計をゆだねているため、どういう機械を導入するかは施工業者の考えで変わる。そうした事情があるので、失格基準価格を定めることができないと考えた。デザインビルド（設計・施工一括）の場合はこのようになる。</p>
	委員	<p>こういうケースの場合はこれに当てはまる、というようなパターンは決まっているのか。</p>
	事務局	<p>今回は別途入札の要綱を定めて、特別に失格基準価格を適用しないことを最初に決めて、実施している。そういう要綱等を定めたものがこういう扱いになっている。</p>
	委員	<p>落札業者の落札率は約 80%で、予定価格よりも 6000 万円強も差がある。サタケとの間でも 5000 万円ぐらいの差がある。サタケが高いのか、ヤンマーが低いのか。予定価格の設定において仙台市が描いていたものに近いものを作るのはサタケの方だったか。</p> <p>最低限の価格が分からないと、どこまで下がっていいのか。最低制限価格を設定しないことによる入札のあり方については、どう考えているのか。</p>

	事務局	<p>通常の案件は、設計して積み上げて工事の価格が出来上がる。その場合、純工事費・現場管理費・一般管理費の何%、というようにして調査基準価格・失格基準価格を設定する。</p> <p>今回は、設計から任せてお願いするというものであり、それぞれのメーカーによって機械が異なり、それによって建物の大きさが変わってくる。どの金額が正しい失格基準価格と言えるのか、は難しい。そうしたことから、低入札価格調査の対象から外した。</p> <p>予定価格の設定についても難しいのだが、今回は基本計画を作り、その中で想定した金額を利用して予定価格を設定した。</p>
	事務局	<p>今回の発注前の準備として、基本計画を策定し、どういう施設を作るのかを計画した。六郷地区の米についてどのくらいの量をこの施設で処理する必要があるかについて、約 120 ヘクタールの水田の米を収穫し、この施設で乾燥・調製をしていく、という前提で、収穫時期を設定し、必要な施設の中身を基本計画で精査した。</p> <p>資料 P27 の工事概要に記載した通り、建物に乾燥機を並べて、粃殻を取って玄米にする、ということ建物で行う。一度に処理しきれないときは、一時的に丸ビンに粃をストックしておく。150 トン規模の丸ビンを 2 つ設置する。これにより、適正に乾燥・調製できる。こうした想定で、計画の中で主要メーカーに参考見積を取って、今回の施設を建設するのに必要な額を最終的に決定し、予定価格を設定した。</p> <p>入札した業者はそれぞれ得意とする分野があるので、実際の小売価格・販売価格とは開きがあるように、金額的に開きが出ているのではないか。</p>
工期延長の理由	委員	結果的に、工期には間に合わなかったのか。
	事務局	<p>当初 8 月 29 日までの工期としていたが、途中で契約変更をし、12 月 15 日までの工期に変更した。工期延長の理由は、同種の工事が集中し、技術者や作業員が不足したこと、また資材の供給が逼迫したこと、を理由とする変更である。</p>

「⑥地下鉄南北線富沢車両基地管理棟改修電気設備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、富沢車両基地管理棟の事務室、仮眠室、浴室等の改修電気設備更新工事一式の工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>過去の類似・同種工事の実績から、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（電気設備工事の格付評点が 650 点以</p>

		<p>上)、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は3社で、3社による入札を行い、庄子電気(株)を落札候補者とし、資格審査資料を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P42～43 参照)</p>
改修の内容について	委員	<p>この工事は、今ある設備の改修なのか、設備を新しいものにするのか。</p>
	事務局	<p>現在、富沢車両基地で、南北線の運営を行っており、職員がいるが、来年、東西線が開通するので、交通局高速電車部で南北線・東西線両方の運営を行うことになる。そのため各課の職員が増え、組織変更もあり、諸室等の使用形態が変わるので、それに係る建築工事及びそれに伴う機械設備の改修を行っており、それに付随する電気関係の改修を行う工事である。</p>

「⑦八木山南四丁目地内ガス低圧本支管入替工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、太白区八木山南四丁目に敷設している古いガス管をポリエチレン管に交換する工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格は、過去の類似・同種工事の発注実績を勘案し、仙台市ガス工事人規程で規定する第一種工事人の公認を受けている者であること、及び地域要件(仙台市内に営業所を有すること)、格付評点(土木工事又は給排水衛生冷暖房工事の格付評点が650点以上)、施工実績の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は4社で、4社による入札を行い、仙台ガス水道工業(株)を落札候補者とし、資格審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P44～46 参照)</p>
地域要件の設定ルール	委員	<p>入札参加資格の設定の仕方として、「仙台市内に本店を有すること」と「仙台市内に営業所を有すること」というものがあるが、NO.1の案件の場合、平成25年度の発注では「本店を有する」として不調となり、今年度は「営業所を有する」としたとのことだが、「市内本店」と「市内営業所」の条件の決め方のルールはあるのか。</p>
	事務局	<p>今回は、仙台市ガス工事人規程に規定する第一種工事人が9社あるが、それらの業者の入札参加が可能になるように、「仙台市内に営業所を有すること」とした。</p>
	事務局	<p>基本的には、地元企業育成のため、地元本店のある業者を優先して参加資格に設定しているが、こういう状況なので、どうしても業者が集まらない場合には、市内に本店のある業者でなくとも参加できるように、間口を広げ</p>

		<p>ている。</p> <p>考え方は地元企業の育成の立場で行っている。</p>
指名競争にした場合、効果は違うのか	委員	その9社を参加可能にするために「市内に営業所」にするのと、その9社で指名競争入札をするのでは、効果が違うのか。
	事務局	指名競争入札でも最大で9社指名となる。指名競争入札でもいいかもしれないが、制限付き一般競争入札とした。
	事務局	本市では、基本的に予定価格1000万円以上の工事は一般競争入札を行う、という原則がある。その原則に外れるものについて、指名競争入札や随意契約を行っている。
初めから「市内営業所」にできないか	委員	震災の関係で、1社入札、2社入札、というのが目につく。「市内営業所」にすると間口が広がるのであれば、入札という観点からすると、最初から「市内営業所」にする、という考え方にはならないのか。
	事務局	そういう考え方はあると思うが、まずは地元発注である。ただ、復旧・復興工事等で急ぐものは最初から間口を広げることもあったと思う。そこまででないものは地元発注で行っている。
「市内営業所」業者の受注の増加	委員	結果的に、震災後は震災前と比べて「市内営業所」の業者の受注はどのくらい増えたか。
	事務局	データは取っていないが、工事件数自体が増えたので、増えている。
	委員	それは仕方のないことなのか。
	事務局	そうである。まずは時間の問題があるので。
劣化判定の方法	委員	経年劣化はどのくらいで、という目安はあるのか。それとも検査して行うのか。
	事務局	ガス管の種類によって、腐食のあるもの、耐震性の低いもの、というような管種があり、管種を設定して、耐震化の見直しを図った時期からそれ以前のもをを経年管という扱いで、計画的に取り換えていくという方法で対応している。
	委員	個別に検査するのではなく、機械的にやっているのか。
	事務局	色々な工事の機会をとらえて、管体の調査をして工事場所を選定したり、今回の震災の被害状況を見て、優先的に対応するような取り組みもしている。

「⑧平成26年度太白区管内外取付管改築工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、太白区管内の下水道の設置及び取付管の改築工事である。取付管とは各家庭の敷地内下水管と道路に埋設した公共下水道本管とをつなぐ仙台市下水道管理者が管理する管のことである。

		<p>平成 25 年度中に入札を行ったが、平成 26 年 4 月 1 日に契約する必要があったため、入札方式を指名競争入札とした。</p> <p>格付等級がC又はBの業者の中から、仙台市契約業者指名基準に基づき、類似工事の施工実績のある、市内に本店を有する土木業者 8 社を選定し、指名した。</p> <p>全ての区で同じような案件を発注しており、各区の分を合わせると、C及びBランクの業者のうち、類似工事で本市の競争入札に参加している土木業者のほぼ全てを指名している。</p> <p>入札の結果、5社が辞退し、2社が入札せずに失格となり、日本ハイウェイ・サービス（株）が落札した。</p> <p>（詳細は資料 P47～48 参照）</p>
施工場所	委員	施工場所は、資料 P60 を見ると、太白区全域か。
	事務局	施行場所が事前に決まっているものではなく、発生したときに対応してもらうものである。太白区以外の地域でも対象になる場合がある。
	事務局	復旧工事である。
失格とそれに対する措置	委員	人気がない工事のようだが。
	委員	失格というのは、入札をしなかったということか。
	事務局	入札書が届かなかったものである。
	委員	事前に辞退の申し出をした業者と、そうした申し出なしに入札をしなかった業者とでは、その後、今後の入札のときに、取扱いに差を付ける、という制度はないのか。
	事務局	そうした制度はない。
	委員	戒告というようなこともないのか。
	事務局	そういう制度はない。
人気のない理由	委員	引き受けるのは、ぎりぎりまで考えてやっぱり入札しない、というような工事なのか。
	事務局	<p>この年度に限らず、もともと人気がない工事である。これでも少しずつ改善して、取ってもらえるような対策はしている。もともとは単価契約だったが、前金払ができるように、総価契約にした。</p> <p>それでも毎年、辞退や不調が続いている。各区分 6 件のうち、入札参加者が 1～2 社、というのが半分ぐらい、辞退が 3 つあり、なかなか決まらないものである。今回の案件も 3 回目の入札である。</p>
	委員	人気のない工事であるのは重々わかっているが、入札しても参加者が少なく、指名競争入札でも 1 社入札で、入札の効果が全く現れていないので、入札でない別のやり方はないのか。前金払できるようにして間口が広がった、ということはあったようだが。

	事務局	今できる範囲では、総価契約にして前金払できるようなやり方をしている。今後新たな契約方法を、我々や国が検討していかないといけない。
	委員	全国的にこういう傾向なのか。人気がない理由は何か。
	事務局	緊急工事に対応するための契約であり、工事施工の指示がいつ来るかわからない。また、このために、技術者1名が、ずっと拘束されてしまう。そのために他の工事をなかなか請け負えない。そういった理由で、人気がない。 地元建設業の役割と責任として受注してもらっている、というのが実情である。 やり方については、地元でどのように請け負っていったらいいのかを含め、業界でも検討している。業界との意見交換の中で詰めていこうと思っている。

◆「⑧平成26年度太白区管内外取付管改築工事」の追加質疑

(案件番号⑨の質疑応答終了後、再び⑧について質疑応答のあったもの)

組合による受注	委員	No.8の太白区管内外取付管改築工事の件だが、該当する業者が8、9社決まっているのであれば、その業者で組合等を作って受注させる、というのは、これまでやったことはないのか。
	事務局	今までそのようなことはしていなかった。そうしたことも業界でも検討しているし、我々も検討していかないといけない。

「⑨(市)仙台城跡線道路改良工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、現在通行止めになっている仙台城跡線の既存側溝の改修と、安全施設の整備のほか、前年度に完了した災害復旧工事の残工事分を施工するものである。 契約方式は随意契約とした。 随意契約の理由は、本工事の施工箇所は、石垣の復旧工事の施工範囲と近接した箇所であり、当該工事の施工業者と同一の業者が受注することによって、一体的な工程管理が行え、工期の短縮と、コストの削減が見込まれるためである。 そこで、(株)大林組と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく特命随意契約を行った。 (詳細は資料P49～50参照)
工期を延ばせない理由	委員	国連防災世界会議はいつ開催されるのか。
	事務局	来年3月14日～18日である。
	委員	そのために工期は延ばせない、ということか。そういう意味で随意契約の

		必要性は高い、ということか。
	事務局	そうである。
予定価格と契約金額の関係	委員	1 回目の見積額が 9500 万円で、2 回目が 9130 万円だが、これは大林組が積算を見直して、予定価格に納まった、と見るべきものだろうが、予定価格との差額を考えると腑に落ちないところもある。こういうのはネゴということもあるのか。
	事務局	予定価格は事前に出してはいない。1 回目の見積額では予定価格を超過しているので、さらに低くならないか、という交渉をした。最初から予定価格を提示したわけではない。
石垣工事と道路工事を一括発注できなかったのか	委員	石垣復旧工事の工期が決まった際に、併せて道路改良工事も予測の範疇にはなかったのか。石垣復旧工事の際に併せて道路も、というような考えは無かったのか。
	事務局	石垣工事は災害復旧工事である。ただし文化財なので文化財調査もやりながら施工している。今回の道路工事は拡幅工事も含まれている。そちらもやるとなると文化財調査も一緒にやらなければならない。そうすると、大林組と一緒にやった方が得策、ということになる。工期としては 2 月に開通させないといけない、というのもあるので、このようになった。
	委員	先に石垣の方を確保した、ということだったのか。
	事務局	石垣工事の方は、崩れた石垣を一回確認して別の所に置き、それをまた積み直す、という工事だった。その時点で道路工事の発注を出せる状況ではなかった。
	委員	そのために時間差が生じた、ということか。
	事務局	そうである。

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は高橋委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、平成 27 年 1 月 28 日（水）14 時からの予定である。

7 閉会